

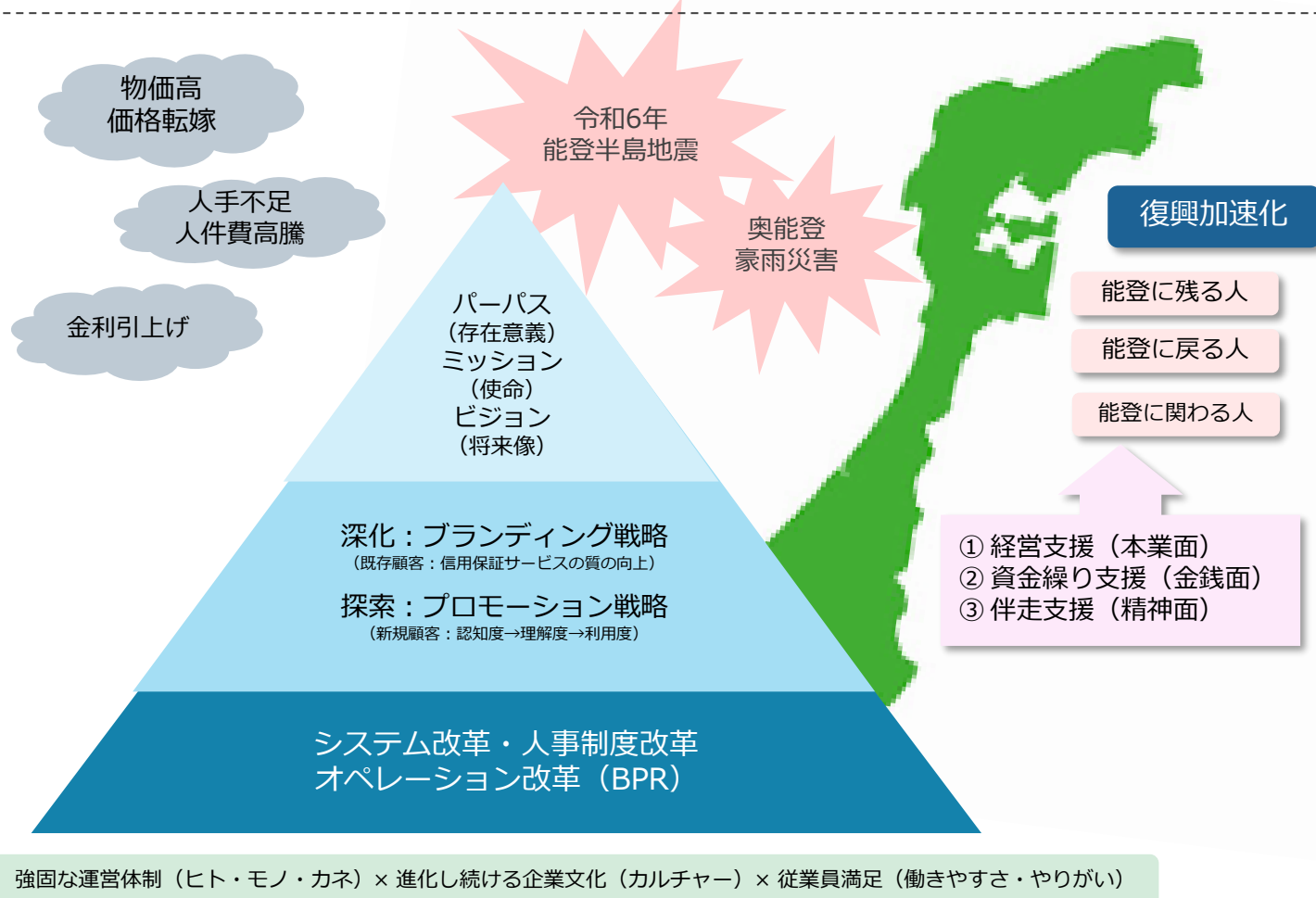
令和7年度経営計画について ～サマリー版～

【現状認識と業務運営方針】

令和6年能登半島地震は、**有史以来の大災害**となり、能登で事業を営む中小企業のみならず、生活者の全てをも奪った。更に令和6年9月奥能登豪雨災害は、復旧・復興途上の被災者に追い打ちをかける大規模災害となった。令和7年度を地震、豪雨災害からの復興元年と位置付け、**能登に「残る人」、能登に「戻る人」、能登に「関わる人」**を後押しすることで、能登地域の復興を加速化させる必要がある。

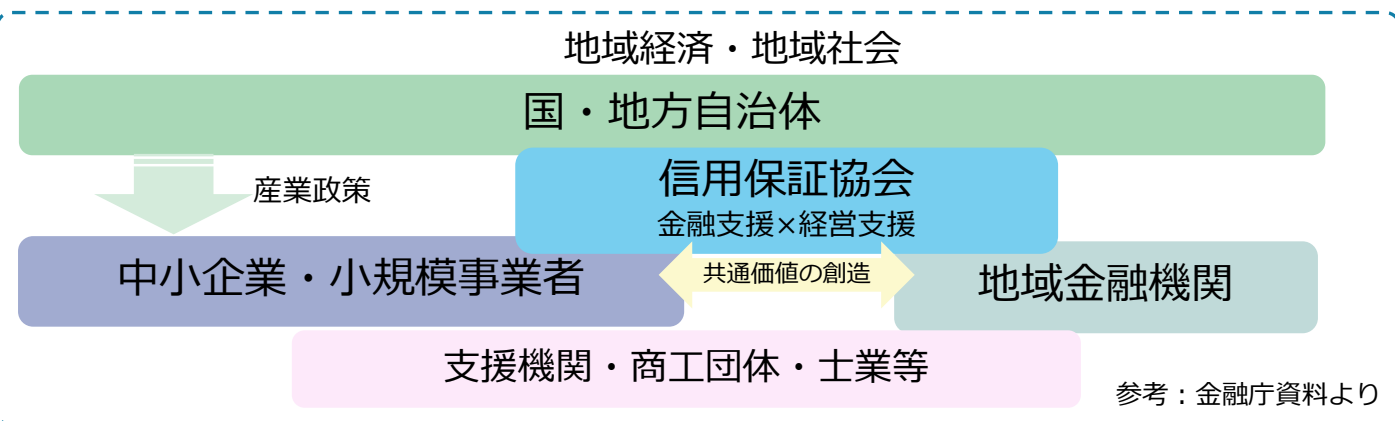
また、県内中小企業を取り巻く経営環境は、物価高に対する**価格転嫁**、深刻な**人手不足**、さらには、金利上昇に伴う**借入金返済負担増**等、より一層厳しさを増している。

令和7年度は、引き続き、国・県の施策、金融機関との連携等を踏まえ、組織横断の「能登半島地震復興対策室」を中心に、能登地域の「面的再生」と「創造的復興」に全力を挙げて取り組むと共に、当事者意識を持ち、顧客起点、お客様ファーストで、**信用保証サービスの質の向上（ブランディング戦略）**、信用保証協会の**認知度向上（プロモーション戦略）**に取り組むこととする。さらには、DX（デジタルトランスフォーメーション）によるBCP強化、生産性向上、魅力ある職場作り（ウェルビーイング）など、環境に適応していくため、**不断の改革、改善（オペレーション改革）**に取り組む方針である。



	「中期事業計画」 (令和6年度～令和8年度)	令和7年度経営計画
1	能登半島地震からの復興、能登地域の「面的再生」と「創造的復興」に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ柔軟な金融支援 レジリエンス(※)を後押しする伴走型経営支援 復興ファンドの活用による事業再生支援 被災者の生活再建を重視した求償権対応
2	利用者本位の保証対応への取組	<ul style="list-style-type: none"> 保証事務手続の負担軽減 保証制度や事務手続に関する理解の促進
3	地域の関係機関との連携深化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、支援機関との連携深化
4	事業者のライフステージ等に応じた質の高い経営支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業のマインド(心)と本業(体)を支える経営支援の強化 その道のプロ(専門家)派遣事業の継続的な質の向上と検証の実施 女性の創業や女性事業者のライフステージに合わせた経営支援体制の確立 サステナブルな経営支援体制の構築 事故に至った背景・原因の分析による迅速かつ適切な管理と積極的な金融調整の実施
5	効率的な債権管理と事業継続支援	<ul style="list-style-type: none"> 個々の実情に応じた債権管理・解決方策の推進 事業継続支援への取組 生活再建に視点を置いた求償権保証人への適切な対応 管理事務停止・求償権整理の促進
6	安定した業務運営基盤の確保と進化し続ける企業文化の定着	<ul style="list-style-type: none"> 必要な人材確保と職員個々の成長を後押しする人材育成(ヒト) 危機管理体制の強化と継続的な生産性向上(モノ) 安全かつ効率的な資金運用と将来を見据えた経営資源への投資(カネ) 的確な施策を講ずるための情報収集と理解促進のための情報発信(情報) 働きやすく、やりがいのある職場づくりと地域社会への貢献(カルチャー)
7	コンプライアンス態勢の充実	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス態勢の充実

《地域における信用保証協会のハブ機能》



【信用保証協会基本理念】 *外部環境が大きく変化する時こそ「不易流行」の考え方が重要

※レジリエンス(resilience) : 直訳すると弾力、復元力、回復力 ⇒ 困難から立ち直る力、逆境力

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、**金融の円滑化**に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の**経営基盤の強化**に寄与し、もって**中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献**する。